商品概要説明書

(令和7年10月1日現在)

商品名 3 3 3 3 3 3 3 3 3
○お借入時の年齢が満 18 歳以上 66 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80 歳未満の方。 ○原則として、前年度税込年収が 200 万円以上ある方(自営業者の方は前年度税引前所得とします。)。 ○原則として、動続(または営業)年数が 3年以上の方。 ○借入期間が 10 年を超える場合は、団体信用生命共済に加入できる方。 ○当 J Aが指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○ご本人またはご家族が居住するための既存住宅の増改築・改装・補修資金、その他生当人が居住するための既存住宅の増改築・改装・補修資金を対象とします。 ただし、空き家解体資金の場合の対象物件は、当 J Aが所在を確認できる範囲内のものとします。 (住宅関連設備の例) ①門、塀、車庫、物置。②宅地内の植樹、造園、シロアリ駆除。 ③システムキッチン、ユニットバス、システムタイプの洗面化粧台。 ④治暖房設備、給排水施設、照明器具などのインテリア。 ⑤マンョンの外壁、給排水施設などの共用部分の修繕工事負担金。⑥太陽光発電システム。 ⑦耐震改修工事費。 ⑧融雪設備機器の購入・設置工事費。 ⑨外壁の塗装、屋根の塗装・葺替え、雨樋の取替え。 ⑩その他住宅本体以外のもの。 ○現在、他金融機関から借入中のリフォーム資金の借換資金。ただし、有担保ローンのお借換は対象外とします。 ○ただし、空き家解体資金の場合は、総借入金額のうち500万円以内とします。 ○ただし、空き家解体資金の場合は、総借入金額のうち500万円以内とします。 ○ただし、他金融機関から借入中のリフォームローンの借換の場合、借入期間
歳未満の方。 ○原則として、前年度税込年収が 200 万円以上ある方(自営業者の方は前年度税引前所得とします。)。 ○原則として、勤続(または営業) 年数が3年以上の方。 ○借入期間が10年を超える場合は、団体信用生命共済に加入できる方。 ○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○ご本人またはご家族が居住するための既存住宅の増改築・改装・補修資金、その他生宅に付帯する施設等の住宅関連設備資金および空き家解体資金を対象とします。 (住宅関連設備の例) ①門、塀、車庫、物置。 ②宅地内の植樹、造園、シロアリ駆除。 ③システムキッチン、ユニットバス、システムタイプの洗面化粧台。 ④冷暖房設備、給排水施設、照明器具などのインテリア。 ⑤マンションの外壁、給排水施設などの共用部分の修繕工事負担金。 ⑥太陽光発電システム。 ⑦耐震改修工事費。 ⑥外壁の強装、屋根の塗装・葺替え、雨樋の取替え。 ⑥をの他住宅本体以外のもの。 ○現在、他金融機関から借入中のリフォーム資金の借換資金。ただし、有担保ローンのお借換は対象外とします。 ○1年以上1,500万円以内(1万円単位)とし、所要金額の範囲内とします。 ○1年以上1,500万円以内(1万円単位)とし、所要金額の範囲内とします。 ○1年以上15年以内とします。 ○1年以上15年以内とします。 ○ただし、他金融機関から借入中のリフォームローンの借換の場合、借入期間
○原則として、前年度税込年収が 200 万円以上ある方(自営業者の方は前年度 税引前所得とします。)。 ○原則として、勤続(または営業)年数が3年以上の方。 ○借入期間が10年を超える場合は、団体信用生命共済に加入できる方。 ○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当JAが定める条件を満たしている方。 ○ご本人またはご家族が居住するための既存住宅の増改築・改装・補修資金、その他住宅に付帯する施設等の住宅関連設備資金および空き家解体資金を対象とします。 ただし、空き家解体資金の場合の対象物件は、当JAが所在を確認できる範囲内のものとします。 (住宅関連設備の例) ①門明、塀・車庫、物置。 ②宅地内の植樹、造園、シロアリ駆除。 ③システムキッチン、ユニットバス、システムタイプの洗面化粧台。 ④冷暖房設備、給排水施設、照明器具などのインテリア。 ⑤マンションの外壁、給排水施設などの共用部分の修繕工事負担金。 ⑥太陽光発電システム。 ①耐震改修工事費。 ③ 融雪設備機器の購入・設置工事費。 ④外壁の塗装、屋根の塗装・葺替え、雨樋の取替え。 ⑩その他住宅本体以外のもの。 ○現在、他金融機関から借入中のリフォーム資金の借換資金。ただし、有担保ローンのお借換は対象外とします。 ○1年以上1,500万円以内(1万円単位)とし、所要金額の範囲内とします。 ○ただし、空き家解体資金の場合は、総借入金額のうち500万円以内とします。 ○1年以上15年以内とします。 ○ただし、他金融機関から借入中のリフォームローンの借換の場合、借入期間
ご利用いただける方
○原則として、勤続(または営業)年数が3年以上の方。 ○借入期間が10年を超える場合は、団体信用生命共済に加入できる方。 ○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当JAが定める条件を満たしている方。 ○で本人またはご家族が居住するための既存住宅の増改築・改装・補修資金、その他住宅に付帯する施設等の住宅関連設備資金および空き家解体資金を対象とします。 ただし、空き家解体資金の場合の対象物件は、当JAが所在を確認できる範囲内のものとします。 (住宅関連設備の例) ①門、塀、車庫、物置。 ②宅地内の植樹、造園、シロアリ駅除。 ③システムキッチン、ユニットバス、システムタイプの洗面化粧台。 ④冷暖房設備、給排水施設、照明器具などのインテリア。 ⑤マンションの外壁、給排水施設などの共用部分の修繕工事負担金。 ⑥太陽光発電システム。 ①耐震改修工事費。 ③外壁の塗装、屋根の塗装・葺替え、雨樋の取替え。 ⑥をの他住宅本体以外のもの。 ○現在、他金融機関から借入中のリフォーム資金の借換資金。ただし、有担保ローンのお借換は対象外とします。 ○ただし、空き家解体資金の場合は、総借入金額のうち500万円以内とします。 ○ただし、空き家解体資金の場合は、総借入金額のうち500万円以内とします。
○借入期間が10年を超える場合は、団体信用生命共済に加入できる方。 ○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当JAが定める条件を満たしている方。 ○で本人またはご家族が居住するための既存住宅の増改築・改装・補修資金、その他住宅に付帯する施設等の住宅関連設備資金および空き家解体資金を対象とします。 ただし、空き家解体資金の場合の対象物件は、当JAが所在を確認できる範囲内のものとします。 (住宅関連設備の例) ①門、塀、車庫、物置。 ②宅地内の植樹、造園、シロアリ駆除。 ③システムキッチン、ユニットバス、システムタイプの洗面化粧台。 ④冷暖房設備、給排水施設、照明器具などのインテリア。 ⑤マンションの外壁、給排水施設などの共用部分の修繕工事負担金。 ⑥太陽光発電システム。 ⑦耐震改修工事費。 ③外壁の塗装、屋根の塗装・葺替え、雨樋の取替え。 ⑥その他住宅本体以外のもの。 ○現在、他金融機関から借入中のリフォーム資金の借換資金。ただし、有担保ローンのお借換は対象外とします。 ○ただし、空き家解体資金の場合は、総借入金額のうち500万円以内とします。 ○ただし、空き家解体資金の場合は、総借入金額のうち500万円以内とします。 ○1年以上15年以内とします。
○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当JAが定める条件を満たしている方。 ○ご本人またはご家族が居住するための既存住宅の増改築・改装・補修資金、その他住宅に付帯する施設等の住宅関連設備資金および空き家解体資金を対象とします。 ただし、空き家解体資金の場合の対象物件は、当JAが所在を確認できる範囲内のものとします。 (住宅関連設備の例) ①門、塀、車庫、物置。 ②宅地内の植樹、造園、シロアリ駆除。 ③システムキッチン、ユニットバス、システムタイプの洗面化粧台。 ④冷暖房設備、給排水施設、照明器具などのインテリア。 ⑤マンションの外壁、給排水施設などの共用部分の修繕工事負担金。 ⑥太陽光発電システム。 ⑦耐震改修工事費。 ⑧融雪設備機器の購入・設置工事費。 ⑨外壁の塗装、屋根の塗装・葺替え、雨樋の取替え。 ⑩その他住宅本体以外のもの。 ○現在、他金融機関から借入中のリフォーム資金の借換資金。ただし、有担保ローンのお借換は対象外とします。 ○ただし、空き家解体資金の場合は、総借入金額のうち500万円以内とします。 ○ただし、空き家解体資金の場合は、総借入金額のうち500万円以内とします。 ○ただし、生み期間
○その他当JAが定める条件を満たしている方。 ○ご本人またはご家族が居住するための既存住宅の増改築・改装・補修資金、その他住宅に付帯する施設等の住宅関連設備資金および空き家解体資金を対象とします。 ただし、空き家解体資金の場合の対象物件は、当JAが所在を確認できる範囲内のものとします。 (住宅関連設備の例) ①門、塀、車庫、物置。 ②宅地内の植樹、造園、シロアリ駆除。 ③システムキッチン、ユニットバス、システムタイプの洗面化粧台。 ④冷暖房設備、給排水施設、照明器具などのインテリア。 ⑤マンションの外壁、給排水施設などの共用部分の修繕工事負担金。 ⑥太陽光発電システム。 ⑦耐震改修工事費。 ⑧融雪設備機器の購入・設置工事費。 ⑨外壁の塗装、屋根の塗装・葺替え、雨樋の取替え。 ⑩その他住宅本体以外のもの。 ○現在、他金融機関から借入中のリフォーム資金の借換資金。ただし、有担保ローンのお借換は対象外とします。 ○ただし、空き家解体資金の場合は、総借入金額のうち500万円以内とします。 ○ただし、空き家解体資金の場合は、総借入金額のうち500万円以内とします。 ○ただし、空き家解体資金の場合は、総借入金額のうち500万円以内とします。 ○ただし、空き家解体資金の場合は、総借入金額のうち500万円以内とします。
○ ご本人またはご家族が居住するための既存住宅の増改築・改装・補修資金、その他住宅に付帯する施設等の住宅関連設備資金および空き家解体資金を対象とします。 ただし、空き家解体資金の場合の対象物件は、当JAが所在を確認できる範囲内のものとします。 (住宅関連設備の例) ①門、塀、車庫、物置。 ②宅地内の植樹、造園、シロアリ駆除。 ③システムキッチン、ユニットバス、システムタイプの洗面化粧台。 ④冷暖房設備、給排水施設、照明器具などのインテリア。 ⑤マンションの外壁、給排水施設などの共用部分の修繕工事負担金。 ⑥太陽光発電システム。 ⑦耐震改修工事費。 ⑧融雪設備機器の購入・設置工事費。 ⑨外壁の塗装、屋根の塗装・葺替え、雨樋の取替え。 ⑩その他住宅本体以外のもの。 ○現在、他金融機関から借入中のリフォーム資金の借換資金。ただし、有担保ローンのお借換は対象外とします。 ○ただし、空き家解体資金の場合は、総借入金額のうち500万円以内とします。 ○ただし、空き家解体資金の場合は、総借入金額のうち500万円以内とします。 ○1年以上15年以内とします。 ○ただし、他金融機関から借入中のリフォームローンの借換の場合、借入期間
その他住宅に付帯する施設等の住宅関連設備資金および空き家解体資金を対象とします。 ただし、空き家解体資金の場合の対象物件は、当JAが所在を確認できる範囲内のものとします。 (住宅関連設備の例) ①門、塀、車庫、物置。 ②宅地内の植樹、造園、シロアリ駆除。 ③システムキッチン、ユニットバス、システムタイプの洗面化粧台。 ④冷暖房設備、給排水施設、照明器具などのインテリア。 ⑤マンションの外壁、給排水施設などの共用部分の修繕工事負担金。 ⑥太陽光発電システム。 ⑦耐震改修工事費。 ⑧融雪設備機器の購入・設置工事費。 ⑨外壁の塗装、屋根の塗装・葺替え、雨樋の取替え。 ⑩その他住宅本体以外のもの。 ○現在、他金融機関から借入中のリフォーム資金の借換資金。ただし、有担保ローンのお借換は対象外とします。 ○10万円以上1,500万円以内(1万円単位)とし、所要金額の範囲内とします。 ○ただし、空き家解体資金の場合は、総借入金額のうち500万円以内とします。 ○1年以上15年以内とします。 ○ただし、他金融機関から借入中のリフォームローンの借換の場合、借入期間
その他住宅に付帯する施設等の住宅関連設備資金および空き家解体資金を対象とします。 ただし、空き家解体資金の場合の対象物件は、当JAが所在を確認できる範囲内のものとします。 (住宅関連設備の例) ①門、塀、車庫、物置。 ②宅地内の植樹、造園、シロアリ駆除。 ③システムキッチン、ユニットバス、システムタイプの洗面化粧台。 ④冷暖房設備、給排水施設、照明器具などのインテリア。 ⑤マンションの外壁、給排水施設などの共用部分の修繕工事負担金。 ⑥太陽光発電システム。 ⑦耐震改修工事費。 ⑧融雪設備機器の購入・設置工事費。 ⑨外壁の塗装、屋根の塗装・葺替え、雨樋の取替え。 ⑩その他住宅本体以外のもの。 ○現在、他金融機関から借入中のリフォーム資金の借換資金。ただし、有担保ローンのお借換は対象外とします。 ○10万円以上1,500万円以内(1万円単位)とし、所要金額の範囲内とします。 ○ただし、空き家解体資金の場合は、総借入金額のうち500万円以内とします。 ○1年以上15年以内とします。 ○ただし、他金融機関から借入中のリフォームローンの借換の場合、借入期間
対象とします。 ただし、空き家解体資金の場合の対象物件は、当JAが所在を確認できる範囲内のものとします。 (住宅関連設備の例) ①門、塀、車庫、物置。 ②宅地内の植樹、造園、シロアリ駆除。 ③システムキッチン、ユニットバス、システムタイプの洗面化粧台。 ④冷暖房設備、給排水施設、照明器具などのインテリア。 ⑤マンションの外壁、給排水施設などの共用部分の修繕工事負担金。 ⑥太陽光発電システム。 ⑦耐震改修工事費。 ⑧融雪設備機器の購入・設置工事費。 ⑨外壁の塗装、屋根の塗装・葺替え、雨樋の取替え。 ⑩その他住宅本体以外のもの。 ○現在、他金融機関から借入中のリフォーム資金の借換資金。ただし、有担保ローンのお借換は対象外とします。 ○ただし、空き家解体資金の場合は、総借入金額のうち500万円以内とします。 ○ただし、空き家解体資金の場合は、総借入金額のうち500万円以内とします。 ○ただし、空き家解体資金の場合は、総借入金額のうち500万円以内とします。 ○ただし、他金融機関から借入中のリフォームローンの借換の場合、借入期間
ただし、空き家解体資金の場合の対象物件は、当JAが所在を確認できる範囲内のものとします。 (住宅関連設備の例) ①門、塀、車庫、物置。 ②宅地内の植樹、造園、シロアリ駆除。 ③システムキッチン、ユニットバス、システムタイプの洗面化粧台。 ④冷暖房設備、給排水施設、照明器具などのインテリア。 ⑤マンションの外壁、給排水施設などの共用部分の修繕工事負担金。 ⑥太陽光発電システム。 ⑦耐震改修工事費。 ⑧融雪設備機器の購入・設置工事費。 ⑨外壁の塗装、屋根の塗装・葺替え、雨樋の取替え。 ⑩その他住宅本体以外のもの。 ○現在、他金融機関から借入中のリフォーム資金の借換資金。ただし、有担保ローンのお借換は対象外とします。 ○ただし、空き家解体資金の場合は、総借入金額のうち500万円以内とします。 ○ただし、空き家解体資金の場合は、総借入金額のうち500万円以内とします。 ○ただし、空き家解体資金の場合は、総借入金額のうち500万円以内とします。
囲内のものとします。 (住宅関連設備の例) ①門、塀、車庫、物置。 ②宅地内の植樹、造園、シロアリ駆除。 ③システムキッチン、ユニットバス、システムタイプの洗面化粧台。 ④冷暖房設備、給排水施設、照明器具などのインテリア。 ⑤マンションの外壁、給排水施設などの共用部分の修繕工事負担金。 ⑥太陽光発電システム。 ⑦耐震改修工事費。 ⑧融雪設備機器の購入・設置工事費。 ⑨外壁の塗装、屋根の塗装・葺替え、雨樋の取替え。 ⑩その他住宅本体以外のもの。 ○現在、他金融機関から借入中のリフォーム資金の借換資金。ただし、有担保ローンのお借換は対象外とします。 ○ただし、空き家解体資金の場合は、総借入金額のうち500万円以内とします。 ○ただし、空き家解体資金の場合は、総借入金額のうち500万円以内とします。 ○ただし、他金融機関から借入中のリフォームローンの借換の場合、借入期間
(住宅関連設備の例) ①門、塀、車庫、物置。 ②宅地内の植樹、造園、シロアリ駆除。 ③システムキッチン、ユニットバス、システムタイプの洗面化粧台。 ④冷暖房設備、給排水施設、照明器具などのインテリア。 ⑤マンションの外壁、給排水施設などの共用部分の修繕工事負担金。 ⑥太陽光発電システム。 ⑦耐震改修工事費。 ⑧融雪設備機器の購入・設置工事費。 ⑨外壁の塗装、屋根の塗装・葺替え、雨樋の取替え。 ⑩その他住宅本体以外のもの。 ○現在、他金融機関から借入中のリフォーム資金の借換資金。ただし、有担保ローンのお借換は対象外とします。 ○ただし、空き家解体資金の場合は、総借入金額のうち500万円以内とします。 ○ただし、空き家解体資金の場合は、総借入金額のうち500万円以内とします。 ○ただし、他金融機関から借入中のリフォームローンの借換の場合、借入期間
①門、塀、車庫、物置。 ②宅地内の植樹、造園、シロアリ駆除。 ③システムキッチン、ユニットバス、システムタイプの洗面化粧台。 ④冷暖房設備、給排水施設、照明器具などのインテリア。 ⑤マンションの外壁、給排水施設などの共用部分の修繕工事負担金。 ⑥太陽光発電システム。 ⑦耐震改修工事費。 ⑧融雪設備機器の購入・設置工事費。 ⑨外壁の塗装、屋根の塗装・葺替え、雨樋の取替え。 ⑩その他住宅本体以外のもの。 ○現在、他金融機関から借入中のリフォーム資金の借換資金。ただし、有担保ローンのお借換は対象外とします。 ○10万円以上1,500万円以内(1万円単位)とし、所要金額の範囲内とします。 ○ただし、空き家解体資金の場合は、総借入金額のうち500万円以内とします。 ○1年以上15年以内とします。 ○1年以上15年以内とします。 ○ただし、他金融機関から借入中のリフォームローンの借換の場合、借入期間
②宅地内の植樹、造園、シロアリ駆除。 ③システムキッチン、ユニットバス、システムタイプの洗面化粧台。 ④冷暖房設備、給排水施設、照明器具などのインテリア。 ⑤マンションの外壁、給排水施設などの共用部分の修繕工事負担金。 ⑥太陽光発電システム。 ⑦耐震改修工事費。 ⑧融雪設備機器の購入・設置工事費。 ⑨外壁の塗装、屋根の塗装・葺替え、雨樋の取替え。 ⑩その他住宅本体以外のもの。 ○現在、他金融機関から借入中のリフォーム資金の借換資金。ただし、有担保ローンのお借換は対象外とします。 ○10万円以上1,500万円以内(1万円単位)とし、所要金額の範囲内とします。 ○ただし、空き家解体資金の場合は、総借入金額のうち500万円以内とします。 ○ただし、空き家解体資金の場合は、総借入金額のうち500万円以内とします。 ○ただし、他金融機関から借入中のリフォームローンの借換の場合、借入期間
 資金使途 ③システムキッチン、ユニットバス、システムタイプの洗面化粧台。 ④冷暖房設備、給排水施設、照明器具などのインテリア。 ⑤マンションの外壁、給排水施設などの共用部分の修繕工事負担金。 ⑥太陽光発電システム。 ⑦耐震改修工事費。 ⑧熱雪設備機器の購入・設置工事費。 ⑨外壁の塗装、屋根の塗装・葺替え、雨樋の取替え。 ⑩その他住宅本体以外のもの。 ○現在、他金融機関から借入中のリフォーム資金の借換資金。ただし、有担保ローンのお借換は対象外とします。 ○ただし、空き家解体資金の場合は、総借入金額のうち500万円以内とします。 ○ただし、空き家解体資金の場合は、総借入金額のうち500万円以内とします。 ○ただし、他金融機関から借入中のリフォームローンの借換の場合、借入期間
(金)
 ⑤マンションの外壁、給排水施設などの共用部分の修繕工事負担金。 ⑥太陽光発電システム。 ⑦耐震改修工事費。 ⑧融雪設備機器の購入・設置工事費。 ⑨外壁の塗装、屋根の塗装・葺替え、雨樋の取替え。 ⑩その他住宅本体以外のもの。 ○現在、他金融機関から借入中のリフォーム資金の借換資金。ただし、有担保ローンのお借換は対象外とします。 借入金額 ○10万円以上1,500万円以内(1万円単位)とし、所要金額の範囲内とします。○ただし、空き家解体資金の場合は、総借入金額のうち500万円以内とします。○ただし、空き家解体資金の場合は、総借入金額のうち500万円以内とします。○ただし、他金融機関から借入中のリフォームローンの借換の場合、借入期間
 ⑥太陽光発電システム。 ⑦耐震改修工事費。 ⑧融雪設備機器の購入・設置工事費。 ⑨外壁の塗装、屋根の塗装・葺替え、雨樋の取替え。 ⑩その他住宅本体以外のもの。 ○現在、他金融機関から借入中のリフォーム資金の借換資金。ただし、有担保ローンのお借換は対象外とします。 借入金額 ○10万円以上1,500万円以内(1万円単位)とし、所要金額の範囲内とします。○ただし、空き家解体資金の場合は、総借入金額のうち500万円以内とします。○ただし、空き家解体資金の場合は、総借入金額のうち500万円以内とします。○ただし、他金融機関から借入中のリフォームローンの借換の場合、借入期間
 ⑦耐震改修工事費。 ⑧融雪設備機器の購入・設置工事費。 ⑨外壁の塗装、屋根の塗装・葺替え、雨樋の取替え。 ⑩その他住宅本体以外のもの。 ○現在、他金融機関から借入中のリフォーム資金の借換資金。ただし、有担保ローンのお借換は対象外とします。 借入金額 ○10万円以上1,500万円以内(1万円単位)とし、所要金額の範囲内とします。○ただし、空き家解体資金の場合は、総借入金額のうち500万円以内とします。○ただし、空き家解体資金の場合は、総借入金額のうち500万円以内とします。○ただし、他金融機関から借入中のリフォームローンの借換の場合、借入期間
 ⑧融雪設備機器の購入・設置工事費。 ⑨外壁の塗装、屋根の塗装・葺替え、雨樋の取替え。 ⑩その他住宅本体以外のもの。 ○現在、他金融機関から借入中のリフォーム資金の借換資金。ただし、有担保ローンのお借換は対象外とします。 借入金額 ○10万円以上1,500万円以内(1万円単位)とし、所要金額の範囲内とします。○ただし、空き家解体資金の場合は、総借入金額のうち500万円以内とします。○ただし、空き家解体資金の場合は、総借入金額のうち500万円以内とします。○ただし、他金融機関から借入中のリフォームローンの借換の場合、借入期間
 ⑨外壁の塗装、屋根の塗装・葺替え、雨樋の取替え。 ⑩その他住宅本体以外のもの。 ○現在、他金融機関から借入中のリフォーム資金の借換資金。ただし、有担保ローンのお借換は対象外とします。 借入金額 ○10万円以上1,500万円以内(1万円単位)とし、所要金額の範囲内とします。○ただし、空き家解体資金の場合は、総借入金額のうち500万円以内とします。○ただし、空き家解体資金の場合は、総借入金額のうち500万円以内とします。○ただし、他金融機関から借入中のリフォームローンの借換の場合、借入期間
 ⑩その他住宅本体以外のもの。 ○現在、他金融機関から借入中のリフォーム資金の借換資金。ただし、有担保ローンのお借換は対象外とします。 借入金額 ○10万円以上1,500万円以内(1万円単位)とし、所要金額の範囲内とします。○ただし、空き家解体資金の場合は、総借入金額のうち500万円以内とします。○ただし、空き家解体資金の場合は、総借入金額のうち500万円以内とします。○ただし、他金融機関から借入中のリフォームローンの借換の場合、借入期間
 ○現在、他金融機関から借入中のリフォーム資金の借換資金。ただし、有担保ローンのお借換は対象外とします。 借入金額 ○10万円以上1,500万円以内(1万円単位)とし、所要金額の範囲内とします。○ただし、空き家解体資金の場合は、総借入金額のうち500万円以内とします。○ただし、空き家解体資金の場合は、総借入金額のうち500万円以内とします。○ただし、他金融機関から借入中のリフォームローンの借換の場合、借入期間
ローンのお借換は対象外とします。
借入金額
一
○ただし、空き家解体質金の場合は、総借入金額のうち500万円以内とします。 ○1年以上15年以内とします。 ○ただし、他金融機関から借入中のリフォームローンの借換の場合、借入期間
(世入 期間) (大だし、他金融機関から借入中のリフォームローンの借換の場合、借入期間)
は現住や借入中のサノオーム賃金の残存期間内とします。
○また、空き家解体資金の場合、借入期間は1年以上10年以内とします。
○次のいずれかよりご選択いただけます。
【固定変動選択型】
当初お借入時に、固定金利期間(3年・5年・10年)をご選択いただきます。
選択した固定金利期間によってお借入利率は異なります。
お借入時の利率は、毎月決定し、当JAの店頭でお知らせいたします。
固定金利期間終了時に、お申出により、再度、その時点での固定金利を選択
することもできますが、その場合の固定金利期間は残りのお借入期間の範囲
内となります。また、利率は当初お借入時の利率とは異なる可能性がありま
借入利率 す。なお、固定金利期間終了に際して、再度、固定金利選択のお申出がない
場合は、変動金利に切替わります。
「亦科人和田」
【変動金利型】
【変動金利型】 お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利(住宅ローンプライ
お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利(住宅ローンプライ
お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利(住宅ローンプライムレート)により、年2回見直しを行い、4月1日および10月1日から適
お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利(住宅ローンプライムレート)により、年2回見直しを行い、4月1日および10月1日から適用利率を変更いたします。ただし、基準日(3月1日および9月1日)以降、

	イムレート)により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の	সূস
	イムレード)により、午2回見直しを行い、6月・12月の制定返得日の 日より適用利率を変更いたします。	プ立
	1 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	\ }
	○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合せください。	1.47
	○元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)と	1
返済方法	□ ○元利均等返荷(毎月の返荷額(元金平利忌)が一定金額となる方法)と「 毎月返済方式、年2回返済方式(専業農業者の方に限ります。)、特定月埠	
	一番方返荷ガム、中2回返荷ガム、「等業展業者のカに限りより。」、、特定方域 返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。	
	定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内です。)のい	
	たがるに選択いただけます。	. 9
担保	○不要です。	
	○	15
保証人	だきますので、原則として保証人は不要です。	, _
	○保証料は、一括払い・分割払いのいずれかよりご選択いただけます。	
	なお、保証料率は下記のとおり。	
	・保証料率 年 0.50% (農業者の場合 年 0.35%)	
	①一括払い	
	ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。	
	【お借入額100万円あたりの一括支払保証料(岡山県農業信用基金協会)	1
保証料	(お借入利率年 3.475%、保証料率年 0.35%の例)	1
	お借入期間 1年 3年 5年 7年 10年 15年	
	保証料 (円) 1,899 5,467 9,118 12,849 18,594 28,574	ŧ
	②分割払い	1 _
	当JAへお支払いいただく利息の中から当JAが保証機関へ支払います	す。
	この場合、借入利率に保証料率が加算されます	
団体信用生命共済	○借入期間が 10 年を超える場合は、当 J A所定の団体信用生命共済のいずれ	
	にご加入いただきます。また、借入期間が10年以内の場合についても、ご希	記
	によりご加入いただけます。	
	なお、共済掛金は当JAが負担いたしますが、選択される団体信用生命共	卡済
	の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。	
	団体信用生命共済名 加算利率	
	団体信用生命共済(特約なし) なし なし	
	借入期間が10年以内の場合 なし	
	長期継続入院特約付団体信用生命共済 年 0.1%	
	三大疾病保障特約付団体信用生命共済 年 0.1%	
	団体信用生命共済(連生) 年 0.1%	
	三大疾病補償特約付団体信用生命共済(連生) 年 0.2%	
	がん保障特約付団体信用生命保険 年 0.1%	
	がん保障特約付団体信用生命保険(連生) 年0.2%	
	団体信用生命保険 (ワイド) 年 0.2%	
	○ご希望により上記の団体信用生命共済(特約なし)または長期継続入院幣	生幻
9 大疾病補償保険	付団体信用生命共済とあわせて「9大疾病補償保険」にご加入いただけま	
	ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。	, ,
	年 0.3%	
	○ご融資に際しては、1,100 円の貸出事務取扱手数料(消費税等を含む。)	が
	必要です。	
	○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場	
手数料	は、次の事務手数料(消費税等含む。)が必要です。(JAネットバンクに	こよ
	る一部繰上返済の場合は無料)	
	繰上元金 手数料額	
	100 万円未満 5,500 円	
	100 万円以上 500 万円未満 11,000 円	
	500 万円以上 1,000 万円未満 22,000 円	
	1,000万円以上 33,000円 33,000円	
	○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は 5,500) 円
	の条件変更手数料(消費税等含む。)が必要です。	

	O Halde Co. and Ullimit
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	○苦情処理措置
	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当
	J A信用部信用課 (電話:086-225-9835) にお申し出ください。当 J Aでは
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努
	め、苦情等の解決を図ります。
	また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けて
	おります。
	○紛争解決措置
	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できま
	す。上記当JA信用部信用課またはJAバンク相談所にお申し出ください。
	岡山弁護士会(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバ
	ンク相談所にお申し出ください。)
その他	○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定
	の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる
	場合もございますので、あらかじめご了承ください。
	7.71
	○印紙税が別途必要となります。
	┃○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問 ┃
	い合わせください。
	○連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済により本ローンが完済された
	場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみなされ、
	所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い
	合わせください。
	<u> </u>

JA岡山